

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業) (水産政策課)	1
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (漁港漁場課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件) (防災砂防課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
高知県公営企業局告示	
○平成24年度から平成26年度までに高知県公営企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	2
○平成24年度から平成26年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格	2
○平成24年度から平成26年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	2
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (2・2掲示)	2

告 示

高知県告示第100号

高知県議会定例会を、平成24年2月21日に高知県議会議事堂に招集する。

平成24年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第101号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成24年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市室津及び浮津の区域を除く室戸市脇地以東の区域

総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業

- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市行当の区域

総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業

- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市室津及び浮津の区域

総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業

高知県告示第102号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、宿毛市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成24年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県(高知県知事 尾崎 正直)

- 埋立区域

(1) 位置

宿毛市小筑紫町田ノ浦字古小浦山1320番22及び1339番並びに字芝90番4地先の公有水面

(2) 区域

次の点1から点5までを順次に直線で結んだ線、点5と点Bとを直線で結んだ線、点Bと点Aとを直線で結んだ線及び点Aと点1とを結ぶ平成14年春分の日の満潮位(DLプラス1.54メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域、点8と点Cとを直線で結んだ線、点Cと点Dとを直線で結んだ線及び点Dと点8とを結ぶ平成14年春分の日の満潮位(DLプラス1.54メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに点9から点15までを順次に直線で結んだ線及び点15と点9とを直線で結んだ線により囲まれた区域

点1 宿毛市大島宇西ノ峰835番地の国土地理院大島三等三角点(北緯32度54分53秒9921・東経132度42分00秒6938)から112度00分01秒1,676.29メートルの地点

点2 点1から256度26分24秒9.10メートルの地点

点3 点2から166度26分24秒86.28メートルの地点

点4 点3から76度26分27秒2.37メートルの地点

点5 点4から166度26分37秒9.11メートルの地点

点6 点5から258度23分22秒105.79メートルの地点

点7 点6から168度23分22秒0.68メートルの地点

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

- 点8 点7から258度23分33秒189.13メートルの地点
- 点9 点8から302度17分02秒31.90メートルの地点
- 点10 点9から344度53分01秒50.31メートルの地点
- 点11 点10から254度53分01秒0.32メートルの地点
- 点12 点11から344度53分01秒71.00メートルの地点
- 点13 点12から254度53分01秒28.05メートルの地点
- 点14 点13から164度27分24秒100.00メートルの地点
- 点15 点14から74度53分02秒9.37メートルの地点
- 点A 宿毛市大島宇西ノ峰835番地の国土地理院大島三等三角点(北緯32度54分53秒9921・東経132度42分00秒6938)から115度14分31秒1,736.71メートルの地点
- 点B 点Aから346度26分24秒18.20メートルの地点
- 点C 点7から258度23分33秒163.83メートルの地点
- 点D 点Cから168度23分33秒5.75メートルの地点

(3) 面積

4,106.42平方メートル

- 埋立地の用途

漁港施設用地

- 免許年月日及び免許番号

平成14年10月11日

高知県指令14高漁港第441号

- しゅん功認可年月日

平成24年1月20日

高知県告示第103号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。

平成24年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡越知町栗の木(追加)

- 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
10	高岡郡越知町横畠中字上ナロ	3045
11	〃 〃 〃 字薬師堂	3017
12	〃 〃 〃 字荒瀬ノ峠	2999-イ
13	〃 〃 〃 字奥屋敷	2989

(2) 区域

平成16年10月高知県告示第633号で指定した高岡郡越知町粟の木急傾斜地崩壊危険区域内（以下「633号区域」という。）に存する標柱7と標柱10を直線で結んだ線、標柱10から13までを順次に直線で結んだ線、標柱13と633号区域に存する標柱9を直線で結んだ線、633号区域に存する標柱9と633号区域に存する標柱8を直線で結んだ線及び633号区域に存する標柱8と633号区域に存する標柱7を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第104号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 高岡郡津野町白河瀬

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡津野町黒川字小畑	744-4
2	〃 〃 〃 字大栗ノ元	1123-4
3	〃 〃 〃 字瀧山	1113-15
4	〃 〃 〃 〃	1113-3
5	〃 〃 〃 字白川瀬	728-2

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、平成9年5月農林水産省告示第728号で指定した保安林を除く。

2 高岡郡津野町中村

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡津野町船戸字ワトヲチ	5255
2	〃 〃 〃 〃	3899

3	〃 〃 〃 字下モ田	5236
4	〃 〃 〃 〃	〃
5	〃 〃 〃 字杉ノ木サイノウ	1544-7
6	〃 〃 〃 字岩野	1583-2

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線、標柱5と6を県道仁淀東津野線に沿って結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、昭和42年3月建設省告示第1161号で指定した渡川砂防指定地を除く。

高知県告示第105号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成24年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡町字犬場	乙180番9	4.9	58.68	

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に高知県公営企業局が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成24年2月14日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

平成23年9月高知県告示第625号（平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守

管理の業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成24年2月14日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

平成23年10月高知県告示第667号（平成24年度から平成26年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）により指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成24年2月14日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

平成23年10月高知県告示第668号（平成24年度から平成26年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

取 用 委 員 会 告 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成24年2月23日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成24年2月2日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書類の種類

平成24年2月1日付け権利取得及び明渡し of 判決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市介良字蔵ノ後乙2744番11の土地の所有者のうち次の者住所不明。ただし、登記簿上の住所

高知市介良乙2733番地1

中川 進